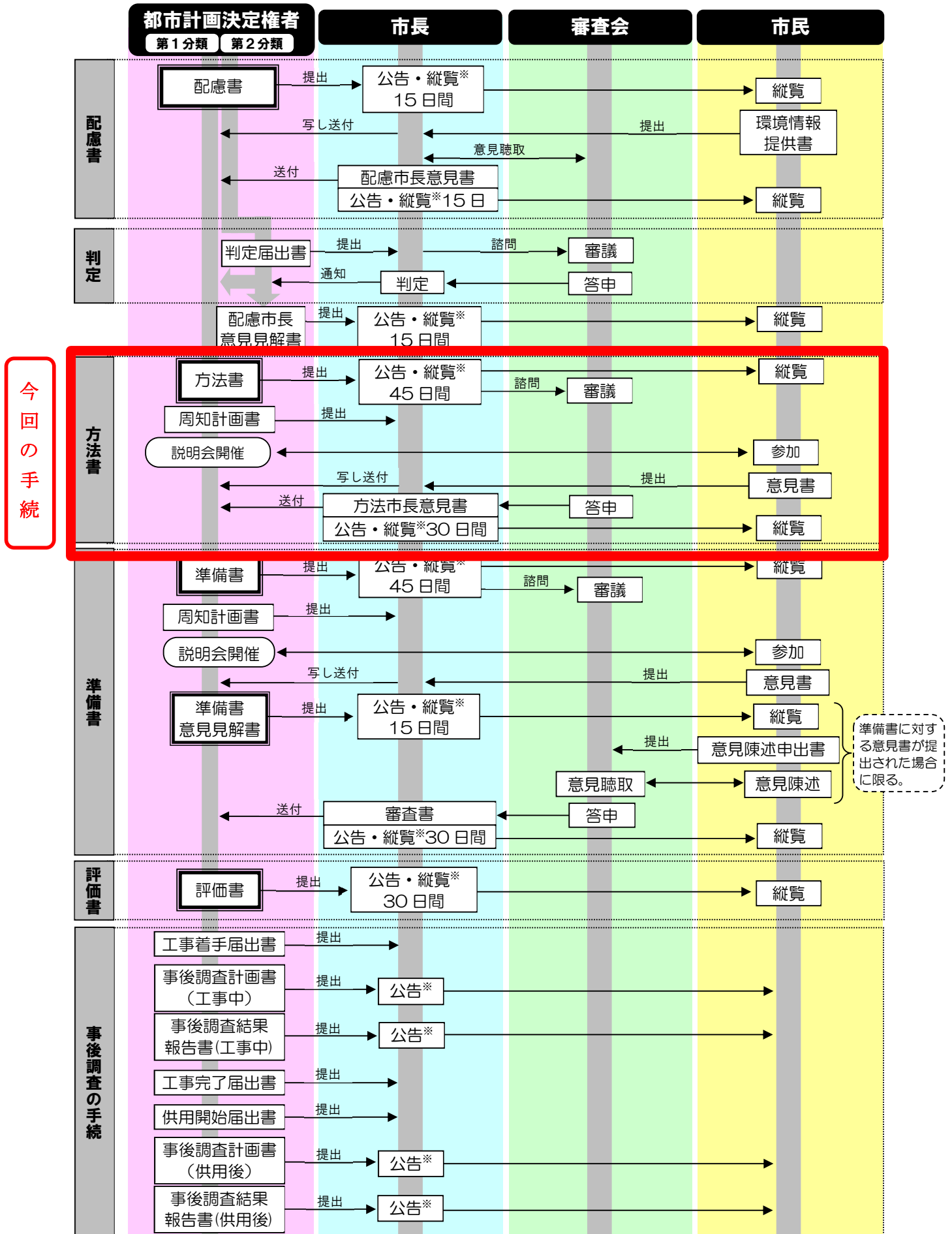


新根岸地区土地区画整理事業
環境影響評価方法書に係る手続について

項 目	内 容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」） 第2条第2号に掲げる第1分類事業 条例施行規則別表第1 14 土地区画整理事業
都市計画特例	[条例第46条第1項] 都市計画決定権者が事業者により代わり手続
方法書の提出	[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第17条第2項] 提出：令和8年6月11日
方法書の公告等	[条例第18条第1項] 市報公告：令和8年7月3日 広報手段：広報よこはま7月号、横浜市ホームページ、X（旧Twitter）
方法書の縦覧・公表	[条例第18条第1項] 縦覧期間：令和8年7月3日～8月17日（46日間） 縦覧場所：みどり環境局環境影響評価課、中、南、磯子区役所 区政推進課 公表等：横浜市ホームページで方法書の全文公表 横浜市中央、中、南、磯子図書館で閲覧
審査会への諮問	[条例第18条第2項] 諮問：令和8年7月6日
方法書の概要の周知	[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第19条第2項] 周知計画書：令和8年6月29日提出 方法書対象地域：中、南、磯子区の各一部 周知方法：「環境影響評価方法書の概要及び説明会開催のお知らせ」を方法書対象地域に各戸配布
説明会の開催	[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第19条の2第1項] 開催日及び場所：令和8年7月25日（土） 開港記念会館 令和8年7月29日（水） 南公会堂
意見書の提出	[条例第20条第1項] 提出期間：令和8年7月3日～8月17日 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べるができる。 （意見書は、持参、郵送又は電子申請により受付）
方法市長意見書の作成	[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第21条第1項] 市長は、審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し都市計画決定権者に送付する。
方法市長意見書の公告・縦覧	[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第21条第2項] 市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧

横浜市環境影響評価条例における都市計画対象事業の手続の流れ



今回の手続

準備書に対する意見書が提出された場合に限る。